様式第9号（第8条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 丸亀市公共基準点（一時撤去・移転）承認  （不承認）書  承認番号　　　　　号  　　年　　月　　日  　　　　　　　　様  丸亀市長  　　　　年　　月　　日に申請のありました公共基準点の（一時撤去・移転）について、丸亀市公共基準点管理保全要綱第８条第２項の規定により、次のとおり承認（不承認）となりましたので通知します。 | |
| ・承認事項 | |
| 移転先 | 丸亀市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番地先 |
| 一時撤去・移転する公共基準点 |  |
| 完了期限 | 年　　月　　日とする |
| ・不承認の理由 |  |
| 承認条件  １　再設置位置については、市と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。  ２　測量標設置は、丸亀市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。  ３　支給材が必要な場合は、市へ連絡してください。  ４　測量標設置工事完了後は、速やかに丸亀市公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出し、市のしゅん工検査を受けてください。  ５　しゅん工検査に合格したときには、速やかに市へ公共基準点を引き渡すこととします。  ６　一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに市に連絡してください。 | |
| 担当連絡先 | 丸亀市  ℡　　　（　　　） |